平成２５年（フ）第３９号
新潟県村上市岩船下浜町３番２号
破産者　上村　里美
1　決定年月日　平成25年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２５年（フ）第１０９号
静岡市清水区草薙杉道２丁目３番27号　剱持マンション205号、旧住所静岡市駿河区鎌田22番地の１　プリムローズＹ202号
破産者　森脇　誠志
1　決定年月日　平成25年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２６３号
熊本市東区花立２丁目12番35号、前住所熊本市東区榎町16番48―201号　エイルマンション健軍東
破産者　伊藤　政明
1　決定年月日　平成25年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第３５１号
熊本市中央区神水１丁目６番31―304号　瀬口ビル、前住所熊本市中央区神水１丁目５番10―501号
破産者　徳留　幸成
1　決定年月日　平成25年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第９６号
大分市今津留３丁目15番29号
破産者　都甲　正吾
1　決定年月日　平成25年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２３号
千葉県木更津市文京６丁目５番10号
破産者　渡邉　文昭
1　決定年月日　平成25年８月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２５年（フ）第８１５号
札幌市東区北９条東２丁目２番37号
破産者　工藤　建吾
1　決定年月日　平成25年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第９３１号
札幌市手稲区曙５条１丁目４番45号
破産者　川畑多美子
1　決定年月日　平成25年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１０２３号
札幌市中央区南23条西15丁目１番３―505号
破産者　大久保　孝
1　決定年月日　平成25年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１７８号
茨城県土浦市烏山５丁目1877番地29
破産者　川畑　清作
1　決定年月日　平成25年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第６２号
茨城県つくばみらい市板橋2844番地153
破産者　太田　一男
1　決定年月日　平成25年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第２３６号
神奈川県伊勢原市桜台２丁目22番１号　不二ビル303号
破産者　家城　征夫
1　決定年月日　平成25年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第４５３号
相模原市緑区町屋２丁目４番３号　フレグランス城山101、開始決定時の住所東京都八王子市南陽台１丁目19番12号
破産者　本田　義廣
1　決定年月日　平成25年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第１７号
長野県北佐久郡軽井沢町大字発地1216番地５、住民票上の住所長野県北佐久郡軽井沢町大字発地1207番地６
破産者　西山　　護
1　決定年月日　平成25年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２５年（フ）第２２号
長野県佐久市鍛冶屋336番地１　川原団地53号
破産者　河西　武則
1　決定年月日　平成25年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２４年（フ）第５６４号
静岡市清水区山原210番地の97、開始決定時住所静岡市清水区下野中22番８号　グランドゥールＢ101
破産者　林　　重子
1　決定年月日　平成25年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第６８号
静岡県榛原郡吉田町片岡2379番地の７
破産者　田村　敏巳
1　決定年月日　平成25年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２１４号
静岡市清水区西久保293番地の１、住民票上の住所静岡市駿河区西島1364番地の４
破産者　増田　　学
1　決定年月日　平成25年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部